

□ いじめ防止対策推進法

＜山口県いじめ防止基本方針＞

平成24年に社会問題化した「いじめ問題」を契機に、平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）が施行され、同年10月、「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）が策定された。

県としても、いじめは積極的に取り組むべき人権課題であることから、法及び国の基本方針に基づき、平成26年2月、「山口県いじめ防止基本方針」（以下「県の基本方針」という。）を策定した。

■ いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）＜第1条（抄）＞

この法律は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

■ 山口県いじめ防止基本方針（平成26年2月知事決定）

いじめの問題を取り扱うに当たっては、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる。」という認識の下、以下の四つの視点からの取組が重要である。

- ① 一人ひとりを大切にする教育の推進による、全ての児童生徒をいじめに向かわせない『未然防止』の取組
- ② 児童生徒のきめ細かな実態把握による『早期発見』の取組
- ③ いじめを認知した際には、全ての教職員が解決に向け、一丸となって行う、迅速・的確かつ組織的な『早期対応』の取組
- ④ 学校やその設置者による、いじめが背景にあると疑われる『重大事態』への取組

さらに、いじめ防止・根絶を実効的に進めていくためには、学校・家庭をはじめ児童生徒を取り巻く全ての関係者が連携を密にし、社会縦がかりで取り組む必要がある。

いじめの定義

- 「いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と、①一定の人的関係にある他の児童等が行う、②心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が③心身の苦痛を感じているものをいう。」
＜法第2条＞
- 個々の行為が、いじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。
いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。
＜国の基本方針＞

いじめの重大事態（定義及び対応）【「資料6（学校・事件事故報告書）」参照】

「第1号」いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

「第2号」いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
＜法第28条＞

- ※ 第1号事案：自殺企図、身体の重大な傷害、金品等の重大な被害、精神性疾患 等
- ※ 第2号事案：不登校の定義を踏まえ、年間30日の欠席を目安とする（児童生徒の欠席状況等を踏まえ、学校の設置者又は学校で適切に判断）。
- ※ 重大事態発生時、学校は教育委員会を通じて地方公共団体の長へ、速やかに報告する。
- ※ 児童生徒・保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合、学校が「重大事態とはいえない」と判断したとしても、重大事態として調査・報告する。

法が規定するいじめの防止等への組織的対策

県の実施すべき取組

- 「山口県いじめ防止基本方針」の策定<法第12条>（平成26年2月）
- 「山口県いじめ問題対策協議会」の設置<法第14条第1項>

いじめに関する関係機関の連携強化を推進するため、専門家・学校・市町教委・児童相談所・地方法務局・県警・知事部局等の関係者により構成（平成26年7月設置）
- 「山口県いじめ問題調査委員会」の設置<法第14条第3項>

外部専門家等の第三者で構成され、県の基本方針に基づく対策を実効的に行うための県教委の附属機関であるとともに、法第28条「重大事態」に係る調査を県教委主体で行う場合の調査組織（平成26年9月設置）
- **いじめの防止等に係る施策の推進**

各学校や市町教委、関係機関と連携を図り、いじめの防止等に係る情報の共有や提供、取組に対する必要な指導助言又は支援等について、具体的な施策を実施する。

 - ・生徒指導・教育相談体制の充実・強化
 - ・相談体制の整備及び相談窓口の周知
 - ・教職員の資質能力向上に向けた研修等の充実
 - ・学校サポートチームの派遣
 - ・いじめ防止・根絶強調月間の取組
 - ・ネットいじめの防止等への支援
 - 等

学校の実施すべき取組

- **学校「いじめ防止基本方針」の策定**

各学校は、いじめの防止等に向けた取組を実効的に行うため、年間計画に基づき、校内生徒指導・教育相談体制、校内研修等について、家庭や地域と連携した具体的な行動計画である学校「いじめ防止基本方針」を定め、通知等により児童生徒・家庭・地域に周知を図るとともに、学校ウェブサイト等を活用し、広く公開する。

また、全教職員の共通理解の下、P D C Aサイクルに基づく評価・検証を行い、毎年度見直しを行う。
- **学校「いじめ対策委員会」の設置**

管理職及び関係教職員を中心に、S C ・ S S Wや、必要に応じて、他の外部専門家、保護者、地域人材の参画を得て、学校の基本方針の検証等を行うとともに、組織的ないじめ対策の中核として、学校のいじめ防止等の対策を実効的に行う。

また、より機動的に運用できるよう、構成員全体の会議と、調査や情報共有のための部会や、日常の対応を行う実働的な部会等に役割分担しておく。
- **人権が尊重された学校づくり**

「いじめは人間として、絶対に許されない。」という意識を徹底するとともに、互いの人格を尊重した態度や言動ができるよう、組織的・計画的に人権教育に取り組む。
- **豊かな心を育む教育の推進**

いじめの『未然防止』に向け、学校の教育活動全体を通じて、道徳教育をはじめ、規範意識の醸成や他者への思いやりや社会性を育む教育等に取り組む。
- **いじめの防止等に関する措置**
 - ・ささいな兆候でも、「背後にいじめがあるかもしれない。」との意識をもち、いじめを軽視したり、隠したりすることなく、積極的に認知する。日頃から、児童生徒が示す変化やサインを見逃さず、いじめを訴えやすい体制を整え、『早期発見』に取り組む。
 - ・いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、組織的な『早期対応』に努め、いじめられている児童生徒を守り通すとともに、いじめている児童生徒に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
 - ・S C やS S W等との連携はもとより、弁護士、民生委員・児童委員、人権擁護委員、少年安全センター等の外部専門家や、児童相談所、警察、福祉部局等の関係機関との連携を一層促進し、いじめの防止等に係る取組の充実・強化を図る。

山口県いじめ防止基本方針 一概要一

はじめに 「山口県いじめ防止基本方針策定の経緯」「全校体制での組織的な取組」「社会継がかりの取組」

第1部 いじめの防止等のための基本的な事項

I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

■ 1 いじめとは

- 定義 「法による定義」「いじめられた児童生徒の立場に立った判断」「組織による認知」
- 特徴及び構造 「どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」「いじめの四層構造」

■ 2 いじめの防止等に関する基本的考え方

- いじめの防止 「児童等は、いじめを行ってはならない（法第4条）」「山口県人権推進指針に基づく、一人ひとりを大切にする教育の推進」「県民全体へ向けた普及啓発」
- いじめの早期発見・早期対応 「見えにくいいじめへの危機意識」「組織体制の整備」
- 家庭・地域との連携 「より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止める体制の構築」
- 関係機関等との連携 「学校・関係機関・教育機関等との情報共有体制の構築」

II いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

■ 1 いじめの防止等のために県が実施する施策

- 「山口県いじめ問題対策協議会」の設置
「有識者、専門家、学校、教育委員会、知事部局、関係機関・団体等の連携強化」
- 「いじめ問題調査委員会」の設置
「県教委による第三者委員会の設置」「私立学校・市町への支援」
- いじめの防止等に係る施策の推進（県立学校を所管する県教委として実施する施策・市町教委へ指導助言又は支援を行う県教委としての実施する施策・私立学校を所轄する知事として実施する施策）
「人材確保・教職員研修の充実等の基盤整備」「相談窓口の周知・徹底」等
- いじめの防止等のための財政上の措置
「必要な財政上の措置、人的体制の整備」

■ 2 いじめの防止等のために学校が実施する事項

- 「学校いじめ防止基本方針」の策定 「家庭や地域と連携した具体的ないじめ対策全体に関わる取組」
- 「いじめ対策組織（いじめ対策委員会）」の設置
「外部専門家を含む構成」「学校基本方針の評価・検証・改善」「学校いじめ対策の中核」
- 人権が尊重された学校づくり
「いじめは人間として、絶対に許されない」「互いの人格の尊重」「人権教育への取組」
- 豊かな心を育む教育の推進
「教育活動全体を通じた道徳教育」「規範意識の醸成」「他者への思いやりや社会性を育む取組」
- いじめの防止等に関する措置
「アンケートや教育相談等による早期発見」「特定の教職員で抱え込みます組織による早期対応」

■ 3 重大事態への対応

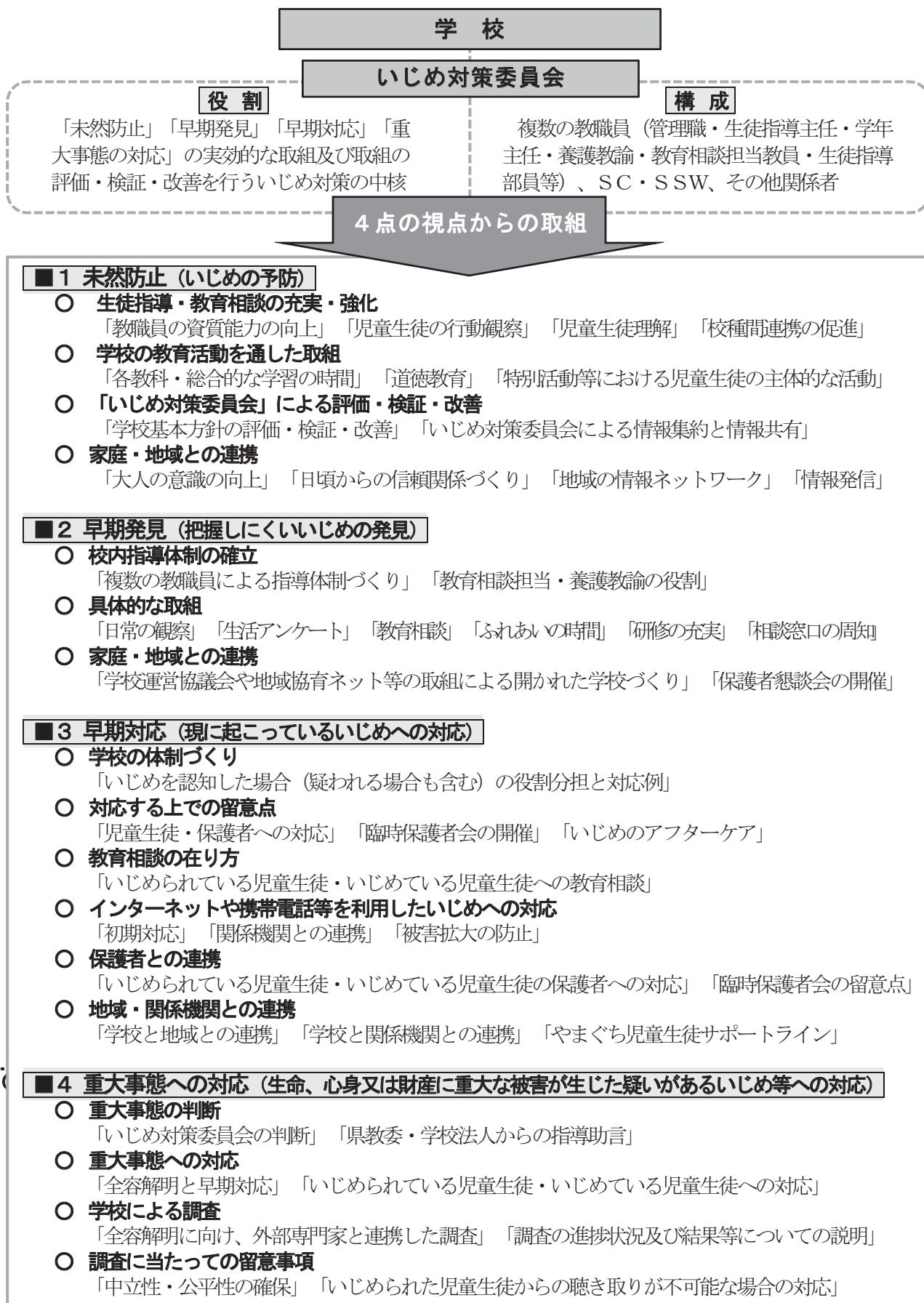
- 重大事態の判断及び報告
「重大事態とは」「知事への発生報告（県立学校・私立学校）」「児童生徒・保護者による申し立て」
- 重大事態の調査
 - ① 調査の主体の決定 「県教委又は学校法人による判断（学校主体、県教委又は学校法人主体）」
 - ② 調査の趣旨 「客観的な事実関係を明確にするための調査」
 - ③ 調査の組織 「学校主体：いじめ対策委員会」「県教委主体：いじめ問題調査委員会」
 - ④ 調査結果の報告及び提供 「いじめを受けた児童生徒・保護者への適切な情報提供」「いじめを受けた児童生徒・保護者の所見」「知事への結果報告（県立学校・私立学校）」「自殺の背景調査」
- 再調査及び措置等
「知事による調査結果の再調査」「知事から県議会への結果報告（県立学校）」
- 留意事項
「事実に真摯に向き合う姿勢」「質問紙調査」「心のケア・学校機能の回復」

III その他の重要事項

- 山口県いじめ防止基本方針の評価・検証・改善及び改訂

第2部 学校におけるいじめの防止等のための具体的な事項

I. 学校が行う具体的な取組



□ いじめ認知＜取組への認識と姿勢＞

対応のポイント

- ① 「ふざけ」や「いたずら」、「ちょっかい」などの児童生徒間トラブルが、「けんか」になったり、「いじめ」にエスカレートしたりする場合があるため、児童生徒の人間関係を注意深く観察し、ケースに応じ、「見守り」や「声かけ」、「保護者との連携」、「必要に応じた指導」などの適切な対応を行う必要がある。
- ② 「一過性だから。」「すぐ収まったから。」などといって、いじめが発生しなかったことにはならない。
- ③ トラブルであってもいじめであっても、「学校が、組織として、児童生徒の実態をしっかり把握し、真摯に対応する。」ことが重要である。

■ いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と ① 一定の人的関係のある他の児童生徒が行う ② 心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が ③ 心身の苦痛を感じているもの」とする。

＜法第2条＞

いじめ認知に関する考え方

- ① いじめは、社会性を身に付ける途上にある児童生徒が集団で活動する場合、しばしば発生するものであり、どの学校においても、いじめは認知されることが自然である。
- ② いじめは予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ることもあることから、発生しているいじめを、どの段階においても漏れなく認知した上で、いじめに向き合い、その解決に取り組むことが極めて重要である。
- ③ 認知件数が減少した、あるいは零であった場合、対策が奏功したものと即断することは禁物であり、「認知力の低下があるのではないか。」との意識をもち、減少の理由を考察する必要がある。
- ④ 年度末や年度当初等の適切な時期に、自校の認知件数等いじめの状況について、児童生徒や保護者に公表し検証を仰ぐことにより、認知漏れを防ぎ、自校のいじめ対策の工夫・改善に努める。

＜山口県教育委員会＞

■ いじめの分類

【レベル1】 日常的衝突としてのいじめ

社会性を身に付ける途上にある児童生徒が集団で活動する場合、しばしば見られる日常的衝突の中で、定義に照らし、いじめと認知すべきもの。

【レベル2】 教育課題としてのいじめ

児童生徒間トラブルが、日常的な衝突を超えた段階にまでエスカレートしたもので、学校として個別の生徒指導体制を構築し、継続的に解消に向けた取組を進めたり、経過観察をしたりするなどの組織的対応をとる必要があった（ある）もの。

【レベル3】 重大事態及び重大事態につながりかねないいじめ

認知したいじめのうち、法に定める「重大事態」に該当する、又は、いじめに起因して児童生徒の欠席が続いているなど、最終的に「重大事態」に至る可能性のあるもの。

＜山口県教育委員会＞

なぜ、いじめへの対応が重要なのか

「いじめ」とは、…

代表的な行為は、からかいやいじわる、いたずらや嫌がらせ、陰口や無視などで、事件化した事案のように激しい暴行や傷害を伴うものは例外的です。個々の行為だけを見れば、好ましくはないものの、ささいなこと、日常的によくあるトラブル、という点が特徴です。

しかし、そうしたささいに見える行為をしつこく繰り返されたり、複数の者から繰り返されたりすることで、いらだち・困惑・不安感・屈辱感・孤立感・恐怖感等がつのり、時に死を選ぶほどに被害者が追い込まれることから、いじめを問題視していく必要があるのです。

<生徒指導リーフ「いじめの理解」国立教育政策研究所>

組織的な取組のポイント

- 校長のリーダーシップの下、学校「いじめ対策委員会」を中心とした取組
- 学校「いじめ対策委員会」の組織づくり
 - ・外部人材も入れた全ての構成員が参加し、取組の検証等を行う全体会と、日常の対応を行う部会（生徒指導部会等）に分け、取組の実効性を高める。
 - ・情報を集約する担当者（又は部門）を設け、情報管理の一元化を図る。
 - ・対応に差が出ないよう、情報伝達や初期対応について、あらかじめ手順を定めておく。
- いじめ問題についてのアンテナを高く保つ
 - ・全教職員が「些細なトラブルの中にもいじめがあるかもしれない。」という危機意識をもって教育実践に当たる。
 - ・いじめ認知力・対応力、生徒指導力の向上に向け、文部科学省・県教委作成資料等を活用した校内研修を開催する。
 - ・学校「いじめ防止基本方針」の見直しには、全教職員が当事者意識をもって関わる。
 - ・新聞報道等メディアに注意し、いじめを含めた教育課題について情報収集に努める。
- 校内のホウ（報告）・レン（連絡）・ソウ（相談）体制の整備
 - ・いじめ（疑いも含む）発生時、担当者から管理職へ即時に伝わる体制を構築する。
 - ・定期的に情報交換会を開くなど、児童生徒の情報を共有する（SCの参加が有効）。
 - ・教職員同士が、お互い何でも相談できる雰囲気づくりをする。
- 家庭・地域との連携の強化
 - ・学校をひらき、地域ぐるみで子どもを見守り、支援する体制づくりに努める。
 - ・自校の認知件数等いじめの状況を共有する場を設け、学校の取組の透明性を高める。

教職員間の「温度差」を小さくする

きちんとした「学校いじめ防止基本方針」を策定し、立派な「組織」を立ち上げたとしても、十分に納得できないままの教職員や非協力的な教職員がいたならば、それらが実効性を上げたり、うまく機能したりすることは期待薄です。いじめに対する教職員の認識や意識の「温度差」をなくし、同じ行動がとれるようにしなくてはなりません。

意識の「温度差」と行動の「ばらつき」

「面倒な取組などしなくとも、いじめが起きたら気が付く」「いじめかどうかは見れば分かる」「深刻そうになったら、すぐに報告する」…。このような認識を変えない教職員がいたとしたら、学校としての未然防止はもちろんのこと、早期対応すら危ぶまれることでしょう。

また、ささいな変化や初期段階のトラブルであっても全て報告するということに、抵抗もあることでしょう。そのほとんどは、自然に収まるようなもののはずだからです。

しかし、事故につながることなどめったにないという理由で、列車の運転士が指差喚呼をしたりしなかつたり、ということがあるとすれば、どう感じるでしょうか。万が一の見落としや見過ごしを防ぐためには、決められた手順を全員が守ることが大切なのです。

<生徒指導リーフ「いじめに関する『認識の共有』と『行動の一元化』」国立教育政策研究所>

□ いじめ対応

対応のポイント

- ① 学校「いじめ防止基本方針」に基づき、外部専門家・地域人材の参画を得た「いじめ対策委員会」を中心として、いじめ対策に取り組む。
- ② 「どの子どもにも、どの学校にも起こりうる。」という認識を全教職員で共有するとともに、「いじめは絶対に許されない。」という毅然とした姿勢を示す。
- ③ 学校・学級の問題として、集団全体にいじめを許容しない雰囲気を醸成し、保護者・地域の協力を得て、いじめの『未然防止』『早期発見』に取り組む。
- ④ 学級担任等の特定の教職員が抱え込むことなく、管理職及び生徒指導主任・学年主任等へ正確な情報を迅速、確実に伝え、学校全体で組織的に対応する。
- ⑤ 困難事案については、学校だけで問題を抱え込みず、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関等と早期に連携する。
- ⑥ 「いじめられる側にも問題がある。」という考え方をもってはならず、いじめられている児童生徒・保護者の心情に寄り添った対応を行う。
- ⑦ 情報を一元的に集約し、時系列で、詳細かつ正確に記録する。
- ⑧ 全教職員が「いじめ問題への対応は、学校としての児童生徒観や生徒指導の在り方が問われる重要な課題である。」と認識し、いじめの発見・解消に向けて児童生徒、保護者に積極的に関わる。

いじめに関する裁判例からの「学校の安全配慮義務」

- ◆ いじめの『未然防止』に関する義務
 - 学校の一般的注意義務（学校管理下における監督義務）
 - いじめの本質を理解する義務（いじめの特徴等の学習及び教育実践に生かす義務）
- ◆ いじめの『早期発見』に関する義務
 - 児童生徒の動静把握義務（児童生徒の実態把握により、いじめの発見に努める義務）
- ◆ いじめの『早期対応』に関する義務
 - いじめの全容解明努力義務（認知したいじめの全容について、実態を調査する義務）
 - いじめ防止措置義務（児童生徒への指導・説諭、懲戒・出席停止等の検討、警察への援助要請、児童相談所等への通告などの措置をとる義務）
 - 保護者に対する報告・協議義務（いじめについて保護者に報告し、協議する義務）

「いじめ問題ハンドブック」（日本弁護士連合会）

いじめは大人社会でも起こる問題であり、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメントなどの問題も、いじめと同じ地平で起こる。メディアやインターネットを含め、他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定しているような行為を許容したり、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いが、子どもに影響を与えるという指摘もある。

＜国の基本方針＞

教職員は、学校の安全配慮義務を念頭に、何気ない言動や不適切な対応により、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりするようなことが絶対にあってはならない。

① いじめ発見に向けた積極的な姿勢

いじめの特徴の理解

- ◆ 「いじめ」が起こっていることが分かりにくい。
 - いじめは、同じ学級で、仲のよいもの同士の間で起こっていることがある。
 - 人のいないところで起こりやすい。人が見ていると遊んでいるように振る舞う（偽装化）。
 - 被害者は、誰にも打ち明けることができず、その悩みや苦しさを一人で抱え込んでいる場合がある。
- ◆ 「いじめる側」にいじめているという意識が薄い（ない）。
 - 加害者は被害者の苦しみを理解せず、ゲーム感覚で行うケースが多い。
 - 長期間に及ぶ場合も多く、陰湿でしつこい（潜在化）。
- ◆ 「いじめる側」と「いじめられる側」が混在している。
 - 被害者と加害者の立場が入れ替わることがある。

◆ いじめは「四層構造」となっている。

- 事実関係だけではなく、他の児童生徒の関わり方や全体的な構造等を把握することが必要である。

いじめの「四層構造」

いじめをめぐる集団の中では、いじめの中心となる児童生徒がおり、同時にその外側にはいじめに加わる同調集団がいて、いじめられている児童生徒が孤立している。

いじめを受けている者（被害者）から見れば、周りではやしたてる者（観衆）も、見て見ぬふりをする者（傍観者）も、いじめている者（加害者）に見える。

被害者（いじめられている者）

加害者（いじめている者）

観衆（周りではやしたてる者）→ いじめを助長・促進する働き

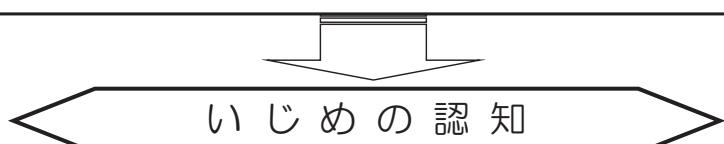
傍観者（見て見ぬふりをする者）→ 結果としていじめを支持する働き

いじめを止めに入る者（仲裁者）が現れる場合がある。この層は、見て見ぬふりをする者（傍観者）の層から積極的方向へと分化した児童生徒である。彼らは、暴力を否定し、善悪についての判断力を備えている。このいじめに対する批判層を育てていくことが、いじめ防止指導において重要である。

② いじめの早期発見に向けた取組

未然防止と早期発見の取組 ※ 収集した情報はいじめ対策委員会（情報担当部門等）に集約

- 日常的な行動観察
・児童生徒にしっかりと寄り添い、日常の行動を注意深く観察する中で、児童生徒の変化や人間関係を把握する。
- 登下校中の様子の観察・聞き取り
・登下校の児童生徒の様子に注意する。また、保護者やスクールガード（学校安全ボランティア）、子ども110番の家等から、変わった様子はないかを聞き取る。
- 学級担任へ提出する生活ノートや日記等からの情報収集
- インターネット上のコミュニケーション等についての情報収集
- 定期的な生活アンケート調査（成長段階に応じ、小・中で週1回、高で年3回以上実施）
・児童生徒、教職員ともに負担にならない簡便なものが望ましい。
・率直な回答を得るために、自宅へ持ち帰らせて記入させるなど配慮する。
・選択肢は、「ある」「ない」だけではなく、「いじめたつもりはないが、相手はいじめを感じたかもしれない。」などの中間的な項目を加え、実態をより詳細に把握することができるよう工夫する。
・いじめに特化した調査では、正直に答えない児童生徒も多い。日常生活の様子を聞く調査から情報を得る方法もある。
・回収方法については、記入内容が他の児童生徒の目に触れないよう、十分留意する。
・学校適応感調査「Fit」等の客観テストを導入するなど総合的に内面の変化を捉える。
- 生徒指導主任や教育相談担当、学年主任、学級担任、養護教諭等の関係教職員による定期的な情報交換会の実施
- いじめを受けていると思われる児童生徒からの聞き取り
・観察により、「いじめー7（学校や家庭での日常的な観察のポイント）」のような行動特徴などが見られる場合、コミュニケーションを深めたり一層の注意を払ったりする必要がある。
・「いじめられているのではないか。」という問い合わせは、児童生徒の自尊心を傷つけることもあるので、「悩みや心配事はないか。」など、聞き方に配慮する。
- 周囲の児童生徒からの情報収集（いじめの情報収集と知られないよう配慮）
- 保護者との連携（電話連絡や保護者会等の活用）
- 児童生徒・保護者への学校内外の相談窓口の周知



初　期　対　応

③ いじめ認知時の対応

第一通報者（本人、保護者、周囲の友人等）から聴取

- ・通報者の思いをしっかりと受け止めながら、いじめの詳細内容について聞き取る。

詳細確認

いじめの内容・期間、関係した児童生徒、原因（動機）・背景、いじめの「四層構造」等

連絡・速報

- 管理職（校長・教頭）・生徒指導主任・学年主任等への連絡
 - ・5W1Hについて、分かっている範囲で、事実のみを正確に伝える（メモを添えて）。
 - ・情報担当を決め、様々な情報を一元的に集約（情報管理の徹底）し、時系列で、詳細かつ正確に記録する。

④ 調査方針協議

いじめ対策委員会（生徒指導部会等）の開催

- 情報集約
- 被害児童生徒・保護者への対応
- 加害児童生徒・保護者への対応
- 他の児童生徒への対応
 - ※ 以後、必要に応じて開催
 - ※ 必要に応じ、SC・SSW、外部専門家・地域人材等の参画を得る

事案により

職員会議の開催

- 全教職員への周知と共通認識
 - ・概要をまとめた資料を用意する。
- 今後の対応策の検討と役割分担
 - ・今後の対応の方向性を定めた原案を用意した上で協議する。
 - ・児童生徒からの聴取や、心のケア、保護者連携等について、教職員の役割分担を決める。

⑤ 当事者・周囲からの聴取

※ 学校として「揺るぎない事実」を把握する。

- 聽取の際は、不測の事態も想定されるので、絶対に児童生徒を一人きりにしない。
- インターネットによる情報の拡散に注意する。

被害児童生徒から聴取

- 被害児童生徒と信頼関係にある教職員が、別室で行う。
 - ・教職員が全力で安全を守ることを伝え、報復を恐れずに真実を語るように支援する。
 - ・被害児童生徒の思い（悔しさ・悲しさ等）を傾聴する。

加害児童生徒から聴取

- 複数の教職員（生徒指導主任等を中心に役割分担を決める）が、それぞれ別室で行う。
 - ・いじめの具体的な行為（冷やかし、仲間はずしなど）を確認する。
(加害者という認識がない場合がある。また、学校の見方が一方的だとされることもある。例えば、「嫌いな児童生徒としゃべらないのは悪いことなのか。」など。)
 - ・いじめの意識がない場合には、いじめられている側の辛さを十分に理解させる。
 - ・相手が苦痛と感じる行為を直ちに止めるよう、毅然とした姿勢で指導する。
 - ・いじめに至った心情やその経過等、加害児童生徒の思いも傾聴する。
 - ・聴取が長時間に及ばないよう、また、用便・水分補給・食事等について、十分留意する。

周囲の児童生徒から聴取

- 複数の教職員（該当学年教員等を中心とする）が、別室で行う。
 - ・周囲の児童生徒からいじめの情報提供があった場合は、その勇気ある行動を褒めるとともに、できる限り具体的な事実を聴取（情報提供者が分からぬよう配慮）する。
 - ・情報収集は、被害児童生徒や情報提供者が親しくしている児童生徒から、「嫌がらせ」「仲間はずし」「ふざけ」などの具体的な行為を見たことがあるか、それは、「いつ、どのようなことであったか。」など、個別に具体的に聴取する。また、話を不用意に広めることや騒ぎ立てることがないよう指導する。

⑥ 対応方針協議

いじめ対策委員会の開催

- 被害児童生徒・保護者への支援
- 加害児童生徒・保護者への指導
- 他の児童生徒への指導
- 関係機関等への支援要請の検討
- 小中出席停止の検討
- 高懲戒処分等の原案作成

事案により

職員会議の開催

- 個々の事案に応じた、支援・加害者への指導方法について全教職員への周知と共通理解
- 今後の対応の検討と役割分担
- 教委・関係機関等との連携、支援要請等の決定
- 小中出席停止の検討
- 高懲戒処分等の決定

初期・中期 対応

⑦ 生徒・保護者への対応

被害児童生徒への対応

- 共感的理解に基づく指導・支援
 - ・担任等、被害児童生徒と信頼関係にある教職員が行う。
 - ・本人の不安（疎外感・孤独感等）の払拭に努め、教職員が支えることを約束する。
 - ・今後の対応の在り方を、本人の要望を十分考慮し決定する。
 - ・「いじめに負けるな。」などの叱咤激励は、逆に自信を喪失させがあるので避ける。
- 教育相談担当やスクールカウンセラー等による心のケア

連携した対応・支援

被害児童生徒の保護者への対応

- 電話による概要説明
 - ・児童生徒が保護者に話す前に事実のみを正確に伝える。
 - ・家庭訪問の了解を取る。
- 家庭訪問の実施
 - ・担任と管理職等複数で実施する。
 - ・学校管理下で起こった場合、謝罪を第一とする。
 - ・詳細を説明し、誠意ある対応をする。
 - ・学校の対応方針等への理解を得て、協力を依頼する。
- 教育相談担当やスクールカウンセラー等による心のケア

加害児童生徒への対応

- 再発防止に向けた指導・支援
 - ・担任等、加害児童生徒と信頼関係にある教職員を選定し、生徒指導主任とともに指導の中心とする。
 - ・叱責・説諭等にとどまらず、振り返りの時間を計画的に積み重ね、自己の問題点に気付かせ、眞の反省に至るよう粘り強く指導する。
 - ・いじめであるかないかの議論ではなく、不適切な行為について指導する。
 - ・生育歴や人間関係等、背景の理解に努め、加害児童生徒の気持ちも理解する。
 - ・今後、被害児童生徒との関係をどうするのか、改善すべき言動等について、約束の形になるまで話し合う。
- 謝罪方法についての話し合い
 - ・形式的なものではなく、被害児童生徒に対して真に謝罪の気持ちがもてるよう穏やかに粘り強く説諭する。
- 教育相談担当やスクールカウンセラー等による心のケア
- スクールソーシャルワーカー等による環境への支援

連携した対応・支援

加害児童生徒の保護者への対応

- 概要説明（家庭訪問、保護者来校等）
 - ・担任と管理職・生徒指導主任等の複数で面談する。
 - ・事案について整理した資料を用意するとともに、面談の目的や役割分担、対応の実際等、関係職員で事前に協議しておく。
 - ・いじめであるかないかの議論ではなく、不適切な行為について指導することへの理解と協力を得る。
 - ・加害児童生徒が複数の場合は、公平に接する。
 - ・面談予定時間を示し、厳守する。
- 今後の対応策を相談
 - ・保護者の心情を共感的に理解しながら、今後の当該児童生徒への支援の在り方にについて、共に考える。
 - ・学校の指導・支援の在り方について説明する（学校ができることと、その限界についても明確にする）。
 - ・被害児童生徒への対応（謝罪等）について相談する。
- スクールソーシャルワーカー等による環境への支援

⑧ その他の対応

学級（周りの児童生徒）への指導

- 『未然防止』に向けた具体的取組
 - ・いじめとは何か、いじめが及ぼす心身への影響等について指導する。
 - ・日頃から、「いじめは絶対許さない。」という学校・教職員の姿勢を示しておく。
 - ・いじめを面白がってはやし立てたり、見て見ぬふりをしたりすることは、「いじめをすることと同じである。」と毅然とした態度で指導し、学校・学級全員の問題として、学級内にいじめを許さない雰囲気をつくる。
 - ・いじめを止めさせたり教職員に伝えたりすることは、人権尊重の精神に基づいた勇気ある行為であることを理解させる。
 - ・実際にいじめられた時やいじめを見た時に、自分がどうすればいいのかという具体的な知識と行動を指導する（いじめを見て、自ら制止できない場合は教職員に相談するよう働きかける。その際、報復を考慮し、秘密を厳守することを伝える。）。
- 『再発防止』に向けた具体的取組
 - ・加害児童生徒への二次的ないじめが起きないよう指導する。
 - ・いじめがあったり、悩みや不安があつたりする場合、どんな小さなことでも、児童生徒が教職員等に相談でき、児童生徒のSOSを受け止めることができる関係をつくる。

情報の取り扱い

- ・児童生徒及び保護者から知り得た情報の取扱いには十分留意する。
- ・知り得た情報について、学級全体で話し合うという対応は、当事者の孤立感や不安感などの心理的苦痛を生じさせるため、避ける。

いじめの状況が一定の限度を超える場合の対応

- 教育委員会との迅速・的確な連携【「いじめ防止対策推進法」参照】
 - ・法第28条「いじめ重大事態（①生命や心身、財産への重大な被害 ②連続欠席）」の判断
 - ・心のケアや環境調整のための専門家の派遣等の支援要請
 - ・小中「出席停止」の措置の検討【「出席停止」参照】
- 警察（少年安全サポーター、少年サポートセンターを含む）との適切な連携
 - ・暴行や恐喝など、犯罪が疑われる場合、早期の段階で「ケース会議」等に出席を要請する
- 被害児童生徒に対して
 - ・いじめ行為を遮断することが第一、緊急避難としての欠席 等
- 加害児童生徒に対して
 - ・個別指導、小中「出席停止」の措置の検討【「出席停止」参照】、高懲戒の検討 等
- その他関係機関等への支援要請（教委との連携を踏まえて）
 - ・入学直後及び事件に至るまでの詳細な状況の把握を必要とする場合→出身学校等
 - ・知能・身体・情緒等に関する専門的な相談を必要とする場合→ふれあい教育センター等
 - ・一時保護を必要とする場合→児童相談所

⑨ 解消確認

- 被害・加害児童生徒の事後の様子を継続的に注視し、いじめの完全解消を見極める。
 - ・「いじめを『止めるこト』と『なくなるこト』は違う。」との認識が重要である。
 - ・いじめ発見後、いじめを直ちに「止めるこト」は最も必要なことだが、いじめた児童生徒に対して、「もう二度とするな。」と指導し、「わかりました。」との言葉を引き出した（言わせた）ことで指導が終了した（いじめがなくなった）と思い込まないことが大切である。逆に、いじめがエスカレートしたり、陰湿化・潜在化したりすることがある。
- 保護者を含め、被害児童生徒の精神的安定を図るために、SC等の専門家と連携した中・長期の心のケアを検討する。

未然防止・再発防止に向けた校内指導体制の充実

- いじめ問題について全教職員の危機意識の高揚
 - ・いじめは「どの子どもにも、どの学校にも起こりうる。」ことを認識し、日頃からいじめを許さない学校づくりに努める。
 - ・児童生徒の発する小さなサインを見逃さず、迅速かつ的確に対応できる体制を整備する。
- 教職員のいじめ認知力・対応力、生徒指導力の向上のための校内研修の開催
- 人権教育による人権尊重の意識の高揚
- 道徳教育による規範意識の醸成

児童生徒に身に付けてほしい力

- 自分のよさや友達のよさに気付く力
- 互いの違いを理解し認め合う力（おとなしい子、活発な子、障害のある子など児童生徒が互いを理解し、共に認め合う力）
- 「これはよくないことだ。」と判断できる力（道徳的判断力） 【知】
- 他者の心の痛みを感じる力 【情】
- 「いやだ。」と言える、「やめよう。」と制止できる、「相談する。」「知らせる。」という行動力 【意】

- 体験的な活動を通した人間関係づくりの実践
 - ・A F P Yなどの人間関係づくりプログラムの活用
- 日常的な実態把握
 - ・児童生徒に寄り添い、休み時間や給食、清掃活動等を含め、学校生活を注意深く観察する。
 - ・定期的なアンケートや個別教育相談等により、実態把握に努める。
- 「社会で許されない行為は、学校でも許されない」とした方針・基準を共通理解
 - ・方針・基準の明確化と周知徹底
 - 〔社会生活上のきまり・法を守る。〕「あいさつをする。」「してはいけないことはしない。」
 - 〔他人に迷惑をかけない。〕「時間を厳守する。」「授業中の態度をきちんとする。」
 - ・学校全体での共通理解・共通実践
 - 〔学校教育目標としての「どのような児童生徒を育てるか。」を共通理解〕
 - 〔「厳しさ」だけでなく、温かい人間関係に基づく「やさしさ」のある指導を推進〕
 - ・毅然とした粘り強い指導
 - 〔問題行動を防止する自己指導能力を培う開発的・予防的な生徒指導の充実〕
 - 〔起きた問題について、行為の過ちや責任を自覚させ、健全な成長を図る温かい指導〕
- 児童生徒・保護者等への方針・基準の周知徹底
- 学校「いじめ対策委員会」（全体会）の開催
 - ・外部委員の参画を得て、学期末などに定期的に開催し、学校「いじめ防止基本方針」に基づく、学校のいじめ対策の評価・検証を行う。
- 学校「いじめ防止基本方針」の改定
 - ・学校「いじめ対策委員会」の評価・検証を踏まえ、全教職員の共通理解の下、P D C A サイクルによる見直しを行う。
- 保護者・地域との連携強化
 - ・P T A 総会や学校だより等を活用し、自校の認知件数などのいじめの状況を児童生徒・保護者に通知し、いじめの認知漏れを防ぐとともに、いじめ対策の実効性を高める。
 - ・P T A との緊密な連携はもとより、コミュニティ・スクールや学校評議員制度等を活用し、地域の方々や関係機関等と連携・協働した、地域ぐるみの支援体制を構築する。



原因はいじめられている児童生徒にある、という雰囲気が児童生徒にある場合

- 教職員は、「いじめられやすいタイプの児童生徒がいる。」などの発言や行動を、絶対にしてはならない（児童生徒の誤った見方は、時として教職員の姿勢の反映でもある。）。
- いじめられて当然という人間はどこにも存在しないし、いじめは人を心身ともに傷つける、人間として絶対に許されない行為であることを、粘り強く指導する。

学校や家庭での日常的な観察のポイント

学校においていじめの被害者を発見するポイント

◆ 登校時から始業時まで

- 他の児童生徒よりも早く登校したり、遅く登校したりする。
- いつも一人で登下校するか、友達と登校しているが表情が暗い。
- 自分からあいさつしようとせず、友達からのあいさつや言葉かけもない。
- 元気がなく、顔色がすぐれない。
- 理由のはっきりしない遅刻・早退を繰り返し、欠席も目立ってくる。

◆ 授業・学級活動等の時間

- 授業が始まってから、一人遅れて教室に入ってくる。
- 体の不調を訴え、度々保健室やトイレに行く。
- 以前に比べて、声が小さい。ぼんやりしていることが多い。
- うつむきかげんで発言しなくなる。
- 指名されると、他の児童生徒がニヤニヤする。
- 教職員が褒めると、周りの子があざ笑ったり、しらけたりする。
- 何人かの視線が集中したり、目配せのやりとりなどがあったりする。
- 発言するとやじられたり、笑われたり、冷やかしの声があがったりする。
- 学習意欲がなくなり、成績が急に下がり始める。
- 配付したプリントなどが渡っていない。
- グループ活動の際、一人だけ外れている。
- ふざけた雰囲気の中で、係や委員等に選ばれる。
- 特定の児童生徒の持ち物に触れることを嫌がる児童生徒がいる。
- 教科書・ノート等が紛失したり、落書きされたりする。
- 作品が傷つけられていたり、放り投げられていたりする。

◆ 休み時間

- 仲のよかつたグループから外れ、教室や図書室等で一人ポツンとしている。
- 一人で廊下や職員室付近をうろうろしている。
- 用がないのに職員室で過ごすことが多い。
- 教職員にべたべた寄ってきたり、触れるようにして話したりする。
- 保健室に行く回数が多くなり、教室に戻りたがらない。
- 友達と過ごしているが表情は暗く、おどおどした様子でついて行く。
- 遊びの中で笑いものにされたり、からかわれたり、命令されたりしている。
- 遊びの中で、いつも嫌な役をさせられている。
- 遊びで使った道具等の後始末をいつもさせられている。
- 周りの友達に異常なほど気遣いをしている。
- そばを避けて通るなどの嫌がらせが見られる。

◆ 下校時

- 下校が早い。あるいは、用がないのにいつまでも学校に残っている。
- 玄関や校門付近で、不安そうな顔をしておどおどしている。
- いつも友達の荷物を持たされている。
- 靴や傘等がなくなる。

◆ その他

- 給食（昼食）時間、机が微妙に離され、一人寂しく食べている。
- 給食のメニューによって、異常に盛りつけられたり、量を減らされたりする。
- 清掃時間、みんなが嫌がる仕事や場所が割り当てられている。
- 清掃時間、他の児童生徒から一人離れて掃除や後片付けをしている。
- 部活動をよく休むようになったり、急にやめたいと言い出したりする。
- 集団活動や学校行事に参加することを渋る。
- 理由のはっきりしない衣服の汚れやケガなどが見られ、隠そうとする。
- 日記やノート等に、不安や悩みのかげりを感じる表現が見られる。

家庭においていじめを発見するポイント

＜いじめられている子どものサイン＞

◆ 日常生活の変化

- 何となく子どもの態度がおかしい。
- 沈みがちで、表情がさえない。
- おどおどして、何かにおびえている。
- 情緒不安定になり、いつもイライラしている。
- あいさつしても返事が返ってこない。
- 言葉遣いが荒くなる。
- 衣服が泥まみれになって帰ってくる。
- 身体にアザや引っかき傷がある。
- 食欲が落ち、眠れない日が続く。
- 登校を嫌がったり、登校時に体の不調を訴えたりする。
- 自分の部屋に閉じこもることが多い。
- ノート等に悩みを書き込んでいる。
- 自殺をほのめかす言葉を口にする。
- もう一度生まれ変わりたいとしきりに言う。

◆ 家族との関係の変化

- 家族に反抗的になり、よく八つ当たりする。
- 家族と口をきかなくなる。
- 弟や妹、ペットをいじめる。
- 今までにない甘え方をする。

◆ 友人関係の変化

- 友達が遊びに来なくなる。
- 外へ出て遊ぼうとしない。
- 学校のことを話したがらない。
- 部活動をやめたい、学校をやめたい、転校したいと言う。
- 電話に出たがらない、メールを見たがらない。

◆ 持ち物の変化

- 持ち物がよくなくなる、壊される。
- 持ち物に落書きをされる。
- カッターナイフなどの刃物をポケットに入れている。
- 親に余分な金銭を要求したり、家から勝手に金品を持ち出したりする。

＜いじめている子どものサイン＞

- 友達への応対が命令口調になっている。
- 買い与えていないものを持っている。
- 与えた以上のお金を持っている。

家庭での話し合いのポイント

＜話しやすい雰囲気づくり＞

- 「食事をしながら」「テレビを見ながら」「一緒にお風呂に入りながら」「ドライブをしながら」「釣りをしながら」など、話をする「時」と「場」を工夫し、話しやすい雰囲気をつくりましょう。また、子どもの自尊心を理解し、兄弟姉妹がいないときに話すなどの配慮も大切です。

＜話の聴き方＞

- ありのままを受け止めましょう。「あなたにも悪いところがあるんじゃないの。」と言つたり、頭ごなしに叱ったりすると、言えなくなるか、都合のいいことしか言わなくなります。
- 同じ話の繰り返しであっても、子どもの気がすむまで話を聴きましょう。別のこと思い出することもあります。
- 心を理解し、しっかりと寄り添いましょう。心の痛みは本人にしか分かりません。
- しつこく聞き出すのはやめましょう。質問攻めはかえって子どもを追い詰めることになります。
- 結論を急いでいけません。まずは、本人がどうしたいのかしっかりと聴き、考える時間を与えましょう。そして、一緒に考えましょう。
- 最初に話した内容が全てとは限りません。子どもは、親の反応を見て、その時の受け止め方で、もっと話すか、これ以上言わないかを決める傾向があります。

いじめに関するQ&A

Q 学校は、「いじめ」をどのように認識しているのか。

A 「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる。」という基本的な認識の下、「いじめは絶対に許されない。」「いじめは卑怯な行為である。」「いじめを受けた児童生徒の立場に立つことが必要である。」「いじめは、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。」さらに、「いじめは人権に関わる喫緊の課題である。」と認識している。

Q 教職員は、いじめを生まないために、どのようなことに気を付けて学級経営を行えばいいのか。

A 教職員一人ひとりが、子どもの心の変化を敏感に感じ取り、変化に気付く感性や技能を身に付け、高めることが大切である。

また、過度の競争主義的な手法に頼っている学級では、いじめが広がる傾向にある。

例えば、漢字や計算力の到達度チェック、忘れ物やチャイム着席などを管理的に競わせたり、結果をグラフにして教室に張り出したりするなどの手法である。これは、できない子へのいやがらせや非難を子どもたちの間で公然と発生させることにつながり、いじめを生む土壤になることが多い。

また、教職員が授業中、子どもに対して「こんなことも分らないのか。」など、皮肉を言ったり、それを後で他の子どもがはやし立てたりすることは、教職員も一緒になっていじめていることに他ならない。

児童生徒のもつ資質や能力は、一人ひとりが異なるという認識の下、個に応じた目標を設定させ、目標に向けて努力する姿勢を、みんなで価値付けができる学級経営が望ましい。

いじめの起りやすい学級の状態をまとめてみると、

- ① いつも注意されるばかりで、教職員の愛情や思いやりを受けていない。
- ② 教職員が不用意で乱暴な言葉を平気で使う。
- ③ 一部の児童生徒のみが評価される。
- ④ 何がよいのか、何をしてはならないのか、基準が明瞭でない。
- ⑤ あまりに規則が厳しく、窮屈な雰囲気である。
- ⑥ 成績や班活動等において競争主義的な手法が多い。
- ⑦ 授業が分かりにくく、進度が速すぎる。

などが挙げられる。

こうしたことから児童生徒の心は傷つき、様々なストレスが蓄積し、やり場のない不安、劣等感、敗北感が生まれ、それが引き金となっていじめが発生することが多い。

Q いじめている児童生徒を特定し指導することが、なぜ難しいのか。

A いじめは、人のいないところで起りやすく、教職員などが見ているときには、一緒に遊んでいるように振る舞うことがある。また、周囲の子どもは、自分を標的にされることを恐れるあまり、関わりをもとうとせず、見て見ぬふりをすることがある。

これらは教職員が気付きにくい理由にもなっており、いじめを受けた子どもは、「誰も助けてくれない。」「誰も先生に知らせてくれない。」という気持ちになる。

したがって、学校は日常的な行動観察や定期的なアンケート調査（生活調査等）、個別教育相談などの多様な方法で早期発見に努め、全校体制で迅速かつ的確な対応を図らなくてはならない。

Q いじめられている児童生徒が、なぜ教職員に相談することが少ないのか。

A 日頃の教職員の考え方や行動のパターンを児童生徒が感じ取り、それが相談するかどうかの判断材料になっている。

教職員が早急な解決行動に出て、いじめがより深刻化することへの警戒心を抱いたり、いじめを受けていることを告げることで、逆に自分の弱さを非難されたりするなど、教職員に話すことが解決につながらないのではないかとの不信感を抱いていることがある。

学級担任の児童生徒への不適切な言動や学級経営が、いじめの早期発見・対応を妨げる場合もあることを認識しておく必要がある。

Q いじめを訴え出ても、学校は真剣に対応してくれないという声を、保護者・児童生徒から聞くことがある。それに対して、学校は全力で対応しているという。なぜ、このようなことが起こるのか。

A 訴える側にとって解決するということは、毎日のように自分の身に降りかかる屈辱的ないじめが、完全になくなることである。

ところが、実際には、加害児童生徒がいじめについて理解し、いじめが完全に解消されるまでには時間がかかることが多い。ここに、被害児童生徒が学校の対応に不信感をもつ最大の原因がある。

被害児童生徒本人や保護者を理解し、寄り添いながら、解決に向けて粘り強く取り組む必要がある。

Q 保護者から「いじめられているわが子に、『やられたらやり返せ！』と激励するが、性格が弱いのかできないようだ。どうすればよいか。」と問われたが、どう答えるか。

A 保護者の歯がゆい気持ちを理解しながら、次のようなことを保護者に理解してもらえるよう努めることが大切である。

「いじめに負けるな。」とか「立ち向かえ。」などと叱咤激励することは、逆に本人の自信を失させ、内にこもってしまうことがあるので、そのような言葉は避けるべきである。

いじめられる子は、心の痛みを誰にも言えず苦しんでいる。その気持ちを共感的に理解することが大切であり、日常生活の様々な場面で本人を支え、自信を回復させながら、精神の安定を図ることが必要である。

Q いじめられている児童生徒にも問題があるのではないか。

A いじめている児童生徒が、原因はいじめられている児童生徒にあると思っている場合が多い。しかし、いじめられて当然という人間はどこにも存在しないし、いじめは人を心身ともに傷つける、人間として絶対に許されない人権侵害行為であることを、徹底的に指導しなければならない。

例えば、容姿や動作などの身体的特徴がいじめの理由であれば、本人には直しようもない点を攻撃されることになるし、「わがままだ。」「嘘つきだ。」「人の悪口を平氣で言う。」などの性格や行動上の問題が顕著であっても、いじめてよい理由には決してならない。穏やかに忠告し、教え諭せばよいことである。

また、教職員は、いじめられやすいタイプの児童生徒がいるなどの発言や行動を、絶対にしてはならない。児童生徒の誤った見方は、時として教職員の姿勢の反映でもあることを自覚する必要がある。

Q 教職員は、いじめられている子の短所について指摘すべきなのか。

A 誰にでも長所があるように、多かれ少なかれ短所もある。また、短所と思える点も見方を変えれば長所ととらえることができる。

いじめの事実が浮かんだ際、本人が、「自分にはこういう短所があって、これがいじめられる理由だと思う。この短所を何とかしたい。」と相談してきた場合は別であるが、そうでなければ触れるべきではない。

なぜなら、いじめを受けて孤立し、不安感や恐怖感、無力感を感じ、生きるエネルギーを失いかけている時に、仮に「嘘つきだ。」「自己中心的だ。」「はっきりしない。」「いい子ぶる。」などという点が本当に顕著だとしても、それを告げることで、当面するいじめの解決には決してならないからである。

いじめは、あくまでもいじめる側の人権意識や規範意識の低さ、人間的未熟さに起因する問題である。いじめられる子に何らかの問題があったとしても、いじめてよいことには断じてならない。

もし、その子に課題があれば、何も問題のない日常生活の中で、あるいは、いじめの傷が完全に癒えた段階で、優しく助言すればいいことである。